

特定非営利活動法人いちはら市民活動協議会 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1条 この法人は、特定非営利活動法人いちはら市民活動協議会(略称:いちはら市民
協)
と称する。

(事務所)

第 2条 この法人は、千葉県市原市に事務所を置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3条 この法人は、私たちの暮らす市原を中心に、市民活動を行う団体及び個人の力を結集し、幅広く分野を越えた相互の情報交換や連携、協働、支援をはかるとともに、社会的課題解決に向けた活動を行い、市民活動の活性化及び地域の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動

- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第 5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 市民活動を推進するための人材の発掘・育成に係る事業
- ② 市民活動を推進するための相談及びコーディネート事業
- ③ 市民活動団体相互間及び公共部門または営利部門との交流連携・協働の促進並びに支援に係るネットワーキングサポート事業
- ④ 市民活動を推進するための情報の収集と提供及び情報発信に係る情報サポート事業
- ⑤ 市民活動団体とその活動に関する調査研究及び政策提言に係る事業
- ⑥ 市民活動団体の財務管理及び組織管理等の運営に関する相談並びに助言に係るマネージメントサポート事業
- ⑦ その他第3条の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 市民活動促進事業

2 前項第2項に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第 3 章 会 員

(種別)

第 6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した団体及び個人。

(2) 贊助会員

この法人の目的に賛同し、事業を贊助するために入会した団体及び個人。

(3) 協力会員

この法人の活動に協力する個人。

(入会)

第7条 会員になろうとするものは、この法人の目的に賛同し、「この法人が会員のために何ができるかを問うのではなく、会員がこの法人のために何ができるのか問う」自主自立の姿勢で活動するものでなければならない。

2. 会員として入会をしようとするものは、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 会長は、前項のものの申込みを認めないとときは、速やかにその理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の義務)

第9条 会員は、この法人を政治、宗教又は営利目的等のために利用してはならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して、1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又はこの法人の定款及び規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第13条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上20人以内
 - (2) 監事 2人以上3人以内
2. 理事のうち1人を会長、若干名を副会長とする。

(選任等)

第15条 役員は、総会において選任する。

- 2. 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。
- 5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第16条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2. 会長の任期は3期までとする。
- 3. 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。又、2年間の最終の決算に関する通常総会が2年より短い場合は、通常総会終了を持って任期満了とする。
- 4. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(その他の役職)

第21条 会長は、必要に応じて次の役職を総会の同意を得て、正会員の中から委嘱することができる。

相談役 若干名

顧問 若干名

2. 相談役及び顧問は、この法人の業務について、会長の諮問に応じて、意見を具申する。

第 5 章 総 会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、報酬及び費用弁償

- (7)会費の額
- (8)除名
- (9)資産の管理の方法
- (10)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条においても同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11)清算人の選任
- (12)残余財産の帰属
- (13)事務局の組織及び運営
- (14)その他運営に関する重要な事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3)第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
- (4)法第14条の3第1項の規定により、理事から招集があった時。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号又は第4号の場合を除き、会長が招集する。

- 2. 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。
3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理 事 会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第16条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあって

は、その旨を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 専門部会

(専門部会の設置)

第40条 活動及び事業の推進のため、この法人に専門部会等を置くことができる。

2. その設置に関し、必要な事項は、理事会の議決によって別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された資産
- (2)会費
- (3)寄付金品
- (4)財産から生じる収益
- (5)事業に伴う収益
- (6)その他の収益

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 第44条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算及び事業計画の追加及び更正)

第46条 議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算及び事業計画の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び、財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上、剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選任)

第52条 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く)するときは、総会において

- 清算人を選任する。又は選任しない場合は理事が清算人となる。
- (残余財産の帰属)
- 第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。
- (合併)
- 第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第10章 公告の方法

- (公告の方法)
- 第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第11章 事務局

- (事務局の設置等)
- 第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
2. 事務局には、事務局長その他職員を置く。
 3. 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
 4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第12章 雜 則

- 第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長 赤松 鐵雄
副会長 小倉 哲
同 松本 武
理事 井本 義孝

同 榎本 悅
同 門脇 委雄
同 河内 昌藏
同 白尾 克伸
同 高山 元春
同 谷口 真紀
同 仲井 克己
同 平田 常時
同 峯川 大
同 山本 勝彦
監事 菅家 啓一
同 山本 友子

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、この法人が成立した日から令和3年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和3年3月31日までとする。
6. 本会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費	正会員	(個人・団体)	5, 000円
	賛助会員	(個人)	1口 3, 000円 1口以上
		(団体)	1口 5, 000円 1口以上
	協力会員	(個人)	1, 000円

7. この変更定款は、令和4年5月16日の総会決議の日から施行する。

これは千葉県知事より認証を受けた当法人の定款に相違ありません。

特定非営利活動法人いちはら市民活動協議会

理事 赤松 鐵雄